# 特例休猟区

| 番号 | 名称及び所在地 | 存続期間 | 面積 | 区域 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 赤松特例休猟区<br>（富里市） | 自令和 6.11.1<br>～<br>至令和 9.10.31 | 2,447ha | 国有赤六字赤松の市道オレンジロード区画東から県道菅生入野団東線との交点を起点とし、同県道を西へ進み、市道六野団から市道オレンジロード区画東の交点に至り、同市道を南西に進み、市道すとき線との交点に至り、同市道を南東に進み、市道オレンジロード区画東の交点に至り、同市道を北に進み、市道オレンジロード区画東の交点まで戻り同県道との起点 |
| 2 | 越木立特例休猟区<br>（竹岡市） | 自令和 6.11.1<br>～<br>至令和 9.10.31 | 1,455ha | 国道４４２号の県道竹岡直入線（４７号線）との交点を起点とし、同交点から県道竹岡直入線を北西に進み竹岡直入交差点に至り、同交点から竹岡直入市方面を北東に進み竹岡直入市竹岡小学校入口交差点に至り、同交点から竹岡直入市方面を北東に進み竹岡直入市竹岡小学校入口交差点に至り、同交点から県道を北西に進み